

麻大企第 2452 号
令和 8 年 3 月 6 日

一般社団法人麻布大学同窓会
会長職務代行者 奥田 雄二 殿
麻布大学附属高等学校同窓会
会 長 佐 藤 泰 殿

学校法人麻布獣医学園
理 事 長 小 倉 弘 明



「次期卒業生理事及び評議員の御推薦」に関するお願いについて（依頼）

平素より本学園の教育・研究活動及び発展に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 10 月に事前案内にてお知らせいたしましたとおり、次期の卒業生理事の選出及び評議員の選任につきまして、学園の寄附行為及び申合せに基づき、大学及び附属高校ともに、同窓会からの御推薦により選出・選任いただきたくお願い申し上げます。

なお、御推薦にあたりましては、令和 8 年 2 月 25 日開催の本学園理事会において、「卒業生から選出される理事及び選任される評議員に関する申合せ」の一部改正を行い、これにより、大学及び附属高校の卒業生数、在学生数、事業規模等を踏まえ、大学同窓会及び附属高校同窓会における候補者の選出数を見直すことといたしました。

つきましては、添付資料を御確認の上、適任の方を御推薦賜りますようお願い申し上げますとともに、本学園の発展のため、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容

令和 9 年度定時評議員会終結の時から令和 13 年度定時評議員会終結の時までの約 4 年を任期とする

(1) 次期卒業生理事 [3 人] の選出

(2) 次期卒業生評議員 [10 人] の選任

※ (1)又は(2)のいずれかには、附属高校同窓会から選出・選任された者 2 人を含む。

2. 卒業生理事・評議員の御推薦に当たってのお願い

添付資料のとおり

- ・添付 1_卒業生理事・評議員の御推薦に当たってのお願い
- ・添付 2_卒業生から選出される理事及び選任される評議員に関する申合せ
- ・添付 3_（御参考）理事・評議員の選出・選任に関する図
- ・添付 4_概要_卒業生「理事」又は「評議員」について

3. 御推薦に係る書類の提出について

麻布大学附属高等学校同窓会の御承認をいただいた上で、一般社団法人麻布大学同窓会においてお取りまとめいただき、「様式_次期卒業生理事・評議員の推薦について（報告）」を期日までに御提出くださいますようお願いいたします。

4. 主なスケジュール

令和7年10月	・「次期卒業生理事及び評議員の御推薦」に関するお願いについて（事前案内）	
令和8年2月	・学園の理事会で、「卒業生から選出される理事及び選任される評議員に関する申合せ」の改正	
令和8年3月	・次期卒業生理事及び評議員の御推薦について（依頼）	【当文書】
	・「学校法人麻布獣医学園における卒業生理事の選出及び卒業生評議員の選任に係る覚書」の締結	大学同窓会のみ
令和8年12月19日 15時00分	・御推薦に係る書類の提出期限	※様式を事務局まで電子メール等で御提出ください。
令和9年1月	・学園の理事会に、卒業生理事(候補者)・評議員の選出・選任結果報告	
令和9年2月	・学園の評議員会で、すべての区分（教職員/卒業生/学識経験者）の次期理事候補者について意見聴取及び次期評議員について報告 ・学園の理事会（理事選任機関）で次期理事を選任	
令和9年6月	・学園の定時評議員会終結の時から理事・評議員の任期開始	

連絡先

事務局 総務部 企画課（和田・橋本）
 電話：042-754-7111(内線 2354/2306)
 Email：kikaku@azabu-u.ac.jp

卒業生理事・評議員の御推薦に当たってのお願い

次期卒業生理事及び評議員に関して、以下の「学園としての要望」、「学校法人麻布獣医学園寄附行為」及び「私立学校法」を踏まえて、御推薦いただきますようお願いいたします。

1. 学園としての要望

- (1) 広く卒業生からの意見を取り入れた推薦をお願いします。
- (2) 大学同窓会から 11 人、高校同窓会から 2 人の推薦をお願いします。
- (3) 大学同窓会及び高校同窓会で協議の上、理事 3 人（選出）と評議員 10 人（選任）の推薦をお願いします。
- (4) 大学同窓会については、特定の卒業学科に偏りが出ないように、幅広い層からの推薦をお願いします。
- (5) 男女共同参画の観点から女性の登用に可能な範囲で配慮の上、推薦をお願いします。
- (6) 理事会、評議員会ともに学園からの基本的な連絡は電磁的方法で行っており、Web 会議の開催頻度も高い状況ですので、基本的な IT リテラシー※に可能な範囲で配慮の上、推薦をお願いします。

※ 基本的な IT リテラシー：

メールでのやりとりが適切にできる（ファイル添付、返信、Cc/Bcc の理解等）、
Web 会議に支障なく参加できる、
基本的なネット環境（Wi-Fi、有線 LAN、Web カメラ、マイク）の設定ができる など

2. 学校法人麻布獣医学園寄附行為（抜粋）

（理事の選任）

第 7 条 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、次の各号に定めるところにより、理事選任機関が選任する。

- (1) 麻布大学の学長
- (2) 麻布大学附属高等学校の校長
- (3) この法人の事務局長
- (4) この法人の職員（この法人の設置する学校及びその他施設に勤務する職員を含む。）のうちから選出された者 2 人以上 3 人以内
- (5) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから選出された者 2 人以上 3 人以内
- (6) 学識経験者のうちから、理事の過半数の議決により選出された者 2 人以上 3 人以内

（理事の資格及び構成）

第 9 条 理事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（評議員の選任）

第 33 条 評議員は、この法人の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な見識を有する者で、次の各号に定める者とする。

- (1) この法人の職員（この法人の設置する学校及びその他施設に勤務する職員を含む。）のうちから、職員間の選挙により選任された者 5 人以上 7 人以内
- (2) この法人の設置する学校（この法人の前身者が設置した学校を含む。）を卒業した者で年齢 25 歳以上の者のうちから、一般社団法人麻布大学同窓会及び麻布大学附属高等学校同窓会により選任された者 8 人以上 10 人以内
- (3) 学識経験者より評議員の意見を聴いて理事会において選任した者 6 人以上 8 人以内

（評議員の資格）

第 34 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

3. 私立学校法（令和五年法律第二十一号：令和7年4月1日施行）（抜粋）

（理事の資格及び構成）

第31条 次に掲げる者は、理事となることができない。

- (1) 法人
- (2) 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
- (3) 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
- (4) この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 学校法人が第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から2年を経過しないもの
- 2 第33条第3項若しくは第48条第2項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者（第46条第1項第2号及び第62条第2項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
- 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
- 4 理事には、次に掲げる者が含まれなければならない。
 - (1) 当該学校法人の設置する私立学校（二以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか一以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。）
 - (2) その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
- 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。
- 6 理事は、他の二人以上の理事、一人以上の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。

（監事の資格）

第46条 次に掲げる者は、監事となることができない。

- (1) 第31条第1項各号に掲げる者
- (2) 被解任役員
- 2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。
- 3 監事は、他の監事又は二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

（評議員の資格及び構成）

第62条 第31条第1項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。
- 3 評議員には、次に掲げる者（第2号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まれなければならない。
 - (1) 当該学校法人の職員
 - (2) 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）
- 4 評議員は、他の二人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。
- 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (1) 第3項第1号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の三分の一を超えないこと。
 - (2) 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の二分の一を超えないこと。
 - (3) 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の六分の一を超えないこと。

理事・評議員の選出・選任に関する図

【添付3】

教職員

卒業生

学識

教職員による
評議員選挙

(7人を選任)

女性の立候補者がいた場合
得票数に関わらず女性上位
2人は評議員とする。
(3人目以降は全得票順)

教職員による
理事選挙

(3人を選出)

学長・校長・
事務局長
(役職指定理事3人)

大学同窓会
から推薦

(11人)

高校同窓会
から推薦

(2人)

大学同窓会・高校同窓会で協議

10人の評議員
選任

3人の理事
選出

前期理事会

在任する評議員から意見を聴いた上で、その時の理事会が、スキルマトリクスに基づき学識理事(選出)と学識評議員(選任)を選定する。

理事又は評議員で、2人以上は女性とする。

3人の理事
選出

8人の評議員
選任

評 議 員 会 へ の 意 見 聴 取

理 事 選 任 機 関 (理 事 会)

役職指定3人を選任

教職員3人を選任

卒業生3人を選任

学識3人を選任

理事会 (12人)

【添付 4】

令和 8 年 3 月

麻布獣医学園（企画課）

麻布獣医学園 卒業生「理事」又は「評議員」について

区 分	卒業生理事（学外者）	卒業生評議員（学外者）
人 数 ※1	3 人（同窓会による選出 ※2）	10 人（同窓会による選任 ※2）
求められる資質	理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者 (寄附行為第 7 条第 1 項)	評議員は、この法人の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な見識を有する者 (寄附行為第 33 条第 1 項)
主 な 内 容	学園における理事会（意思決定機関）の構成員として活動 ・理事会（月 1 回、Web 有） →法人運営に関わる決議 ・評議員会（年 2 回、Web 有） ・その他臨時会議への出席	学園における評議員会（諮問機関）の構成員として活動 ・評議員会（年 2 回、Web 有） →2 月、6 月：予算・決算の確認 ・その他臨時会議への出席
報 酬 ※3～6	50,000 円／月	評議員会開催ごとに 20,000 円
任 期	約 4 年 (令和 9(2027)年度の定時評議員会の終結の時から 令和 13(2031)年度の定時評議員会の終結の時まで) ※定時評議員会は例年 6 月下旬に開催予定	
制 限 等	●特別利害関係者（配偶者、3 親等以内の親族）に関する制限有り（卒業生の選出・選任区分内で特別利害関係者が存在することは不可）。 ●理事と評議員の兼職は不可。 ●任期中は、学園の職員となることはできない。	
Web 環境の構築についてのお願い	●就任までに御自宅の Web 環境を整えていただく必要があります。具体的には、①インターネットが開通していること、②Web 会議に参加できるパソコン等の機器環境を有していることです。昨今、理事会及び評議員会のどちらも「Web 会議」での開催頻度が高まっており、就任予定の方には、Web 環境の構築に御協力をお願いします。通信費や Web 環境構築に係る費用は御自身でお願いいたします。 ●任期中は、学園メールアドレスをお一人様に付き 1 アドレス配付（無料）し、このアドレスを通じて連絡を行う予定ですので、ご承知おきください。	

(※1) 麻布大学附属高等学校同窓会からの選出・選任者（2 人）と一般社団法人麻布大学同窓会からの選出・選任者（11 人）を合わせた人数です。

(※2) 「選出」とは、学園の主たる会議において承認を必要とする者（理事のこと）

「選任」とは、学園の会議を経る必要がなく承認される者（評議員のこと）

(※3) 報酬は、就任時に申請された指定の金融口座に支払われます。

(※4) 支払われる報酬は、法令の定めによる控除すべき金額を控除して支払われます。

(※5) 対面による会議の開催の際は、別途、「交通費」、「日当」が支払われます。

交通費は、就任時に申請していただく交通ルートにより学園規則に則り支払われます。

(※6) 報酬額は、現時点のものとなります。